

初診および再診時にかかわる 【選定療養費】に関する重要なお知らせ

令和2年10月1日から市立川西病院の選定療養費が変わります

令和元年度(2019年)の診療報酬改定により、一般病床200床以上の地域医療支援病院では、紹介状なしで受診される場合、保険適用の診療費とは別に、国が定める以下の料金を患者様にご負担頂くこととなりました

【初診時】紹介状をお持ちでない初診患者さまのご負担

令和2年9月30日まで	令和2年10月1日から
2,200円(税込)	5,000円(税込)

初診: 当院を初めて受診、診療終了(治癒)後の受診、患者様が任意で診療中断後に再受診をいたします

【再診時】当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さまが、引き続き当院への受診を希望され、紹介状を持たずに受診された場合のご負担

令和2年9月30日まで	令和2年10月1日から
なし	2,500円(税込)

夜間休日の診察であっても上記費用が発生する場合がございます

尚、選定療養費は医療機関の機能分化を推進するための国が定めた制度であり、自院の利益を図るためのものではありません。何卒、ご理解をお願い致します。

初診および再診にかかる選定療養費詳細

選定療養費とは

医療機関の機能分化の推進を目的として厚生労働省により制定紹介状なしに200床以上の病院を受診した場合に、保険適用の診療費とは別にご負担いただく制度です。

令和2年度診療報酬改定より、200床以上の地域医療支援病院について、厚生労働省が定める金額の徴収が義務付けられました

初診とは

- ・当院を初めて受診する場合
- ・以前当院を受診したことがあるが、治療終了後(治癒後)に再び来院された場合
- ・患者様が任意で診療を中止、改めて受診する場合

再診時の選定療養費とは

当院診療科に受診されておられた方で、当院医師が他の医療機関を紹介したにも係らず、患者様の意思で再度同じ診療科を受診した場合

どのような場合に支払うのか

他の医療機関から紹介状持参されず受診された初診の方が対象

選定療養費の対象外となりうるケース

- ・他の医療機関からの紹介状を持参された方
- ・救急車で搬送され救急外来を受診された方
- ・国の公費負担制度や障害や疾患に係る地方公費受給者(制度により例外あり)
- ・健診、各種検診等で精密検査受診の指示を受けた方(健診結果が必要)
- ・労災、公務災害で受診された方
- ・外来受診からそのまま入院となられた場合
- ・既に別の科を受診中で新たに別の診療科を受診される場合